



# 内閣府

## 平成23年度税制改正要望

### 1. 市民活動の推進等 ..... 1

○特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

○公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置

### 2. 地域活性化の推進(総合特区の創設) ..... 4

○国際戦略特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置

内閣府副大臣 平野達男

## 1. 市民活動の推進等

### ○特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

#### 要望の背景・必要性

「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制PT中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望。

#### 要望の概要

- 所得税に税額控除方式(国税40%、地方税10%)を導入し、所得控除との選択制とすること。
- パブリック・サポート・テスト(PST)に3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入すること。
- 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、PST要件等を求めないこととすること。
- 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。
- パブリック・サポート・テスト(PST)の基準値を1/5とする特例を恒久化すること。
- みなし寄付金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更正保護法人並みの、所得金額の50%(または200万円)へ引き上げること。
- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げること。

#### 期待される効果

- 特定非営利活動法人の財政基盤の整備やその活動の健全な発展が促進され、「新しい公共」の担い手の一つとしての活躍が期待される。

## PST(パブリック・サポート・テスト)

○認定NPO法人の認定要件の一つで、以下の算式で判定。

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入}} \geq \frac{1}{5}$$

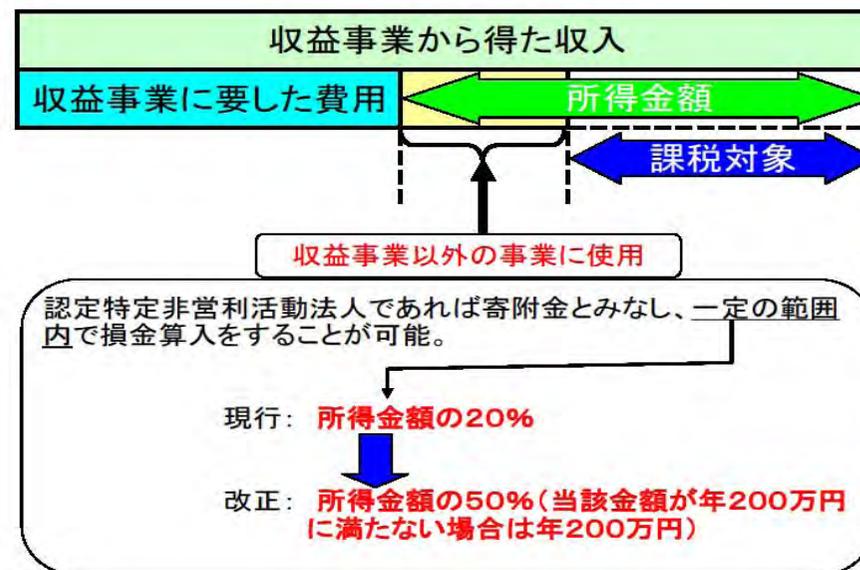
※1 分子に算入できる国の補助金等と会費は、それぞれ分子の寄附金の額の同額まで。

※2 寄附金のうち、同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が、受入寄附金総額の10%を超える部分の金額は、分子の寄附金の額に含めない。

## みなし寄附金制度

○「みなし寄附金制度」とは、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄付金の額とみなし、一定の範囲内で損金算入することができる制度。

○みなし寄附金に係る認定特定非営利活動法人の損金算入限度額を現行の20%から50%(当該金額が年200万円に満たない場合は年200万円)への引き上げを要望。



## ○公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置

### 要望の背景・必要性

「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進していくことが必要。

### 要望の概要

公益社団・財団法人への寄附金について

- 従前の所得税に係る寄附金控除（所得控除）に加え、新たに税額控除制度を導入し、寄附金控除との選択制とする。
- 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。
- 地方公共団体を通じた寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境を整備する。

### 期待される効果

- 寄附文化が醸成され、公益社団・財団法人への草の根寄附が促進される。
- 公益社団・財団法人の寄附金収入が増加し、公益活動が拡大される。

## 2. 地域活性化の推進（総合特区の創設）

### ○国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置

#### 要望の背景・必要性

- 「新成長戦略」～「元気な日本」復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）において、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する、とされたところ。
- 国際戦略総合特区においては、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成する観点から、法人税の軽減を図る必要がある。
- 総合特区制度により地域戦略の実現を図るためには、当該戦略に志のある資金を結集すること及び地域資源を最大限活用するために必要な公益的な事業を推進する必要がある。

#### 要望の概要

- ① 投資税額控除の創設（国際戦略総合特区）
  - ② 特別償却制度の創設（国際戦略総合特区）
  - ③ 事業の課税所得控除制度の創設（国際戦略総合特区）
  - ④ 研究開発に係る特例措置の創設（国際戦略総合特区）
  - ⑤ ①～③の措置が認められた場合、法人住民税・法人事業税について同様の効果の適用（国際戦略総合特区）
  - ⑥ 地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度の創設（国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区）
  - ⑦ 公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免（国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区）
- （注）①～③は選択適用

#### 期待される効果

- 国際戦略総合特区においては、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する先駆的な取組を対象とし、規制・制度改革等の措置と相まって、当該産業分野における国際競争力の強化及び我が国の経済成長に資する分野の活性化を通じて、需要、雇用の拡大等が図られる。
- 地域活性化総合特区においては、地域資源を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象とし、規制・制度改革等の措置と相まって、地域力の向上が図られる。
- 総合特区制度が本格的に機能する2013年度以降において、国税の減収額が約350億円であるのに対し、経済効果は約9,400億円と推計され、約560億円が追加的な税収として期待できる。

# 「総合特区」制度の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

- 経済財政運営の最重要課題は、過去の政権が残してきた**規制・制度の束縛**や、適切な政策及びそのために必要となる財源確保の努力の欠如を**是正し、本来の需要を実現**すること
- ルールの変更や需要面からの政策を呼び水として実行**することによって、これらの**需要を顕在化させるとともに雇用を創出し、日本が本来持つ成長力を実現**することが、優先順位第一の課題
- 制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、**潜在的な需要を抑えているルールを変更することは極めて重要**

○新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

2つのパターンの「総合特区」により、  
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

